

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240903	株式会社楽達JAPAN(法人番号9120001198680) 代表者 李 宏阳	東京都葛飾区西水元3-3-19	東京営業所	東京都葛飾区西水元3-11-10	輸送施設の使用停止(170日車)	道路運送法第25条	令和6年2月19日、令和6年2月20日及び令和6年3月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運転者の制限違反(運送法第25条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	23	17
20240903	土屋 敏夫	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	輸送施設の使用停止(60日車)	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和4年度分の負担金を納付せず、令和6年1月11日付け関自旅二第1793号による負担金納付命令(納付期限令和6年2月10日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)	6	6
20240910	鈴木 隆志	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年5月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)